

## 最先端研究開発支援プログラム(FIRST)に係る緊急点検の結果

平成 25 年 2 月 1 日

内 閣 府

最先端研究開発支援プログラム担当室

### ○結果概要

FIRST(30 課題)を対象として、被雇用研究者等<sup>※</sup>(1554 人)の勤務実態及び所属機関(87 機関)における研究不正防止への取組状況の緊急点検を実施した。主なポイントは以下の通り(詳細は別添)。<sup>※</sup>助成金を原資として人件費の支出がなされている有期雇用研究者等

#### 被雇用研究者等の勤務実態及び勤務管理の状況

- ①30 課題全ての研究課題で研究開発者又は研究支援者のいずれか又は両方を雇用している。
- ②全ての被雇用研究員等(1554 人)は、勤務管理者が設定されている。
- ③研究開発者(1034 人)の勤務形態については、51.4%(531 人)が裁量労働制をとっている。研究支援者(520 人)の 84.4%は固定労働時間制である。
- ④裁量労働制の研究開発者(531 人)の管理手段は、出勤簿・タイムカード・勤務管理簿によるものが 461<sup>※</sup>件、それ以外の管理手段は 190 件<sup>※</sup>である。<sup>※</sup>複数回答可のため、総数(531 人)とは一致しない

#### 被雇用研究者等の所属機関における研究不正防止への取組状況等

- ①87 機関全てにおいて、研究不正への対応規程が整備され、文書による通知、説明会、大学院等における研究倫理の授業の何れかの方法により研究代表者に対して、周知がなされている。
- ②87 機関全てにおいて、研究不正通報窓口が設置されており、約 3 年間の利用件数は、70 件となっている。

## 最先端研究開発支援プログラムに係る緊急点検の実施結果について

最先端・次世代研究開発支援プログラム（以下「NEXTプログラム」という。）の研究課題で雇用されていた研究員について不透明な勤務実態及び研究成果の疑義が生じていることから、NEXTプログラムに係る緊急点検と同様、内閣府において最先端研究支援プログラム（以下「FIRSTプログラム」という。）について緊急点検を実施し、その結果を取りまとめたところである。

## &lt;緊急点検概要&gt;

- 【目的】 FIRSTプログラム全体の被雇用研究者等の勤務実態及び所属機関における研究不正防止への取組状況等の把握
- 【対象】 平成24年11月1日現在で、先端研究助成基金助成金（FIRSTプログラム）の配分を受けている全ての研究課題の補助事業者及び委託先機関（30課題、87機関）
- ※87機関の内訳  
国立大学 22機関、私立大学 12機関、  
大学共同利用機関 3機関、独立行政法人 12機関、  
公益法人 10機関、公共団体 1機関、株式会社 27機関
- 【点検方法】 回答票を補助事業者の所属する研究機関に電子メールで送付し、記入後、回収のうえ集計
- 【点検内容】 ① FIRSTプログラム全体の被雇用研究者等の勤務実態  
② 所属機関における研究不正防止への取組状況等
- 【実施期間】 平成24年11月15日（木）～12月7日（金）
- 【点検実施機関】 内閣府 最先端研究開発支援プログラム担当室

## &lt;集計内容&gt;

## 被雇用研究者等の勤務実態及び勤務管理の状況（平成24年11月1日現在）

- 雇用の有無と被雇用者数
  - 雇用の有無（研究課題）
  - 雇用の有無（機関）
  - 被雇用者総数
  - 被雇用者数ごとの課題数
- 被雇用者の契約身分について
  - 『研究開発者』と『研究支援者』の割合
- 勤務管理者について
  - 勤務管理者の内訳

4. 被雇用者の勤務形態について

ー 勤務形態の内訳

5. 勤務管理手段について

- ① 被雇用者に対する勤務管理手段の内訳
- ② 被雇用者のうち『研究開発者』に対する勤務管理手段の内訳
- ③ 被雇用者のうち『研究支援者』に対する勤務管理手段の内訳

6. 勤務管理に関する補助事業者による自己点検

**被雇用研究者等の所属機関における研究不正防止への取組状況等**

I. 所属機関において研究不正への対応規程等を整備していたか。

II. 所属機関において整備した研究不正への対応規程等について、研究代表者及び被雇用研究者等に対して周知を機関として行っていたか。

- ① 文書による通知
- ② 説明会等の開催
- ③ 大学院等における研究倫理の授業の実施

III. 研究不正通報窓口を設置していたか。

IV. 研究不正通報窓口の利用件数

V. 研究不正調査結果の公表件数

<添付資料>

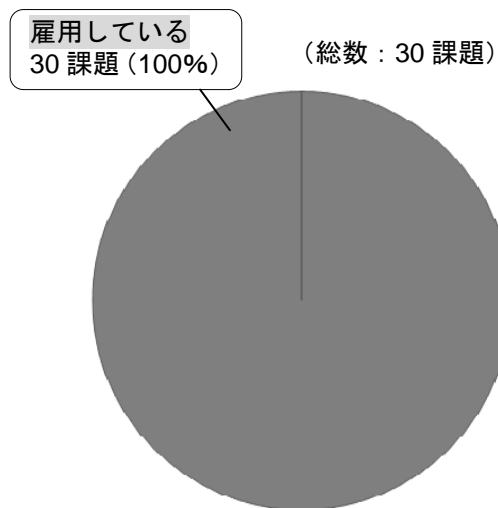
(参考) 回答票様式

<点検結果>

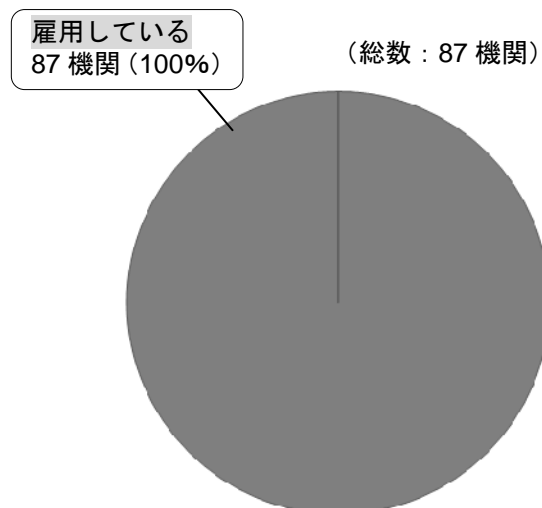
被雇用研究者等の勤務実態及び勤務管理の状況（平成24年11月1日現在）

1. 雇用の有無と被雇用者数

① 雇用の有無（研究課題）



② 雇用の有無（機関）

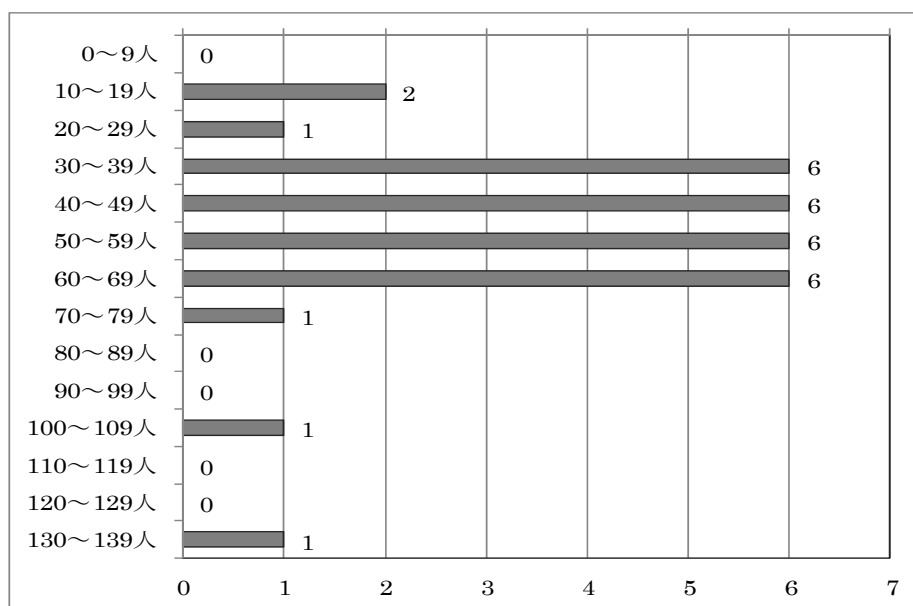


③ 被雇用者総数

1 5 5 4 人

④ 被雇用者数ごとの研究課題数

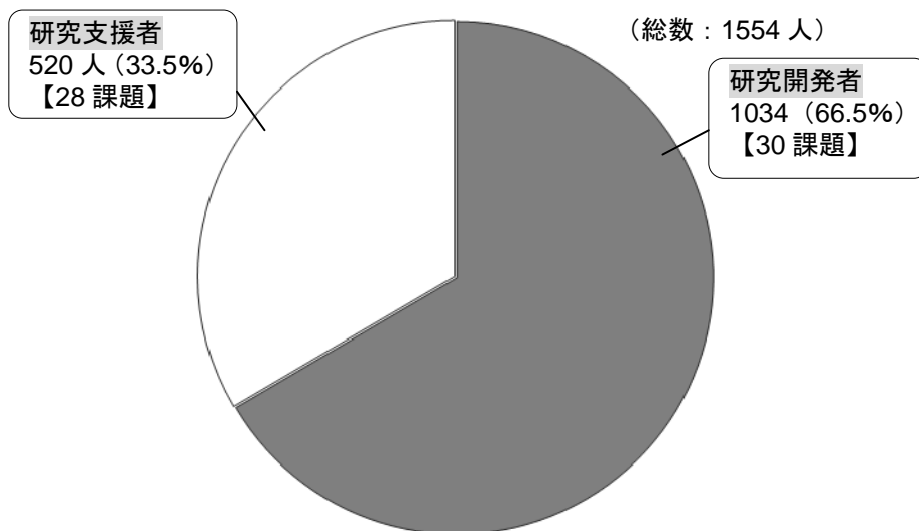
(被雇用者数)



(総数 : 30 課題)

## 2. 被雇用者の契約身分について

### 『研究開発者』<sup>※1</sup>と『研究支援者』<sup>※2</sup>の割合



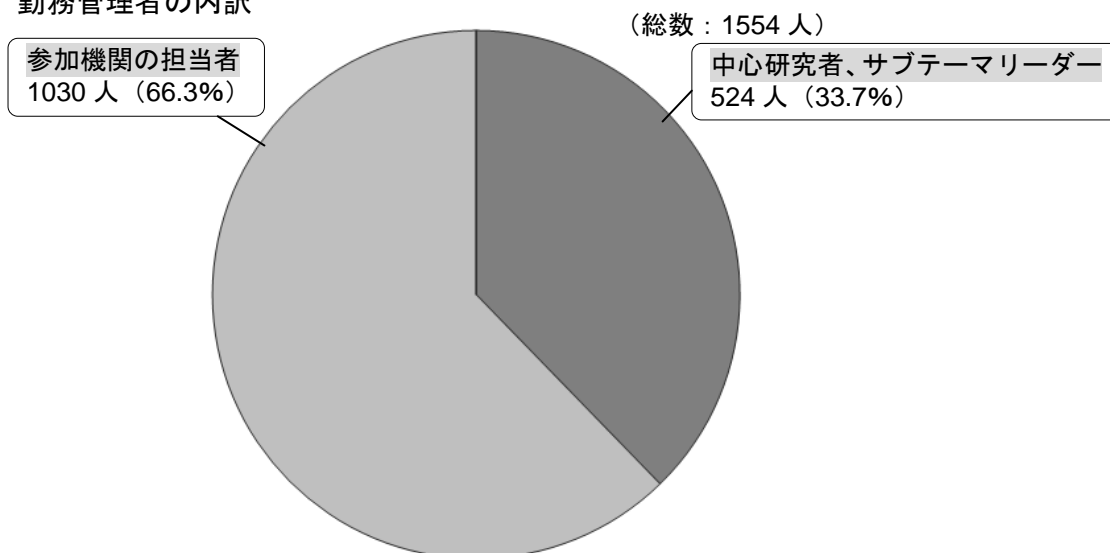
※1 研究開発に参画する研究者（特任研究員、博士研究員、学術研究員、特任助教等）

※2 研究支援に従事する者（技術補佐員、事務補佐員等）

## 3. 勤務管理者<sup>※3</sup>について

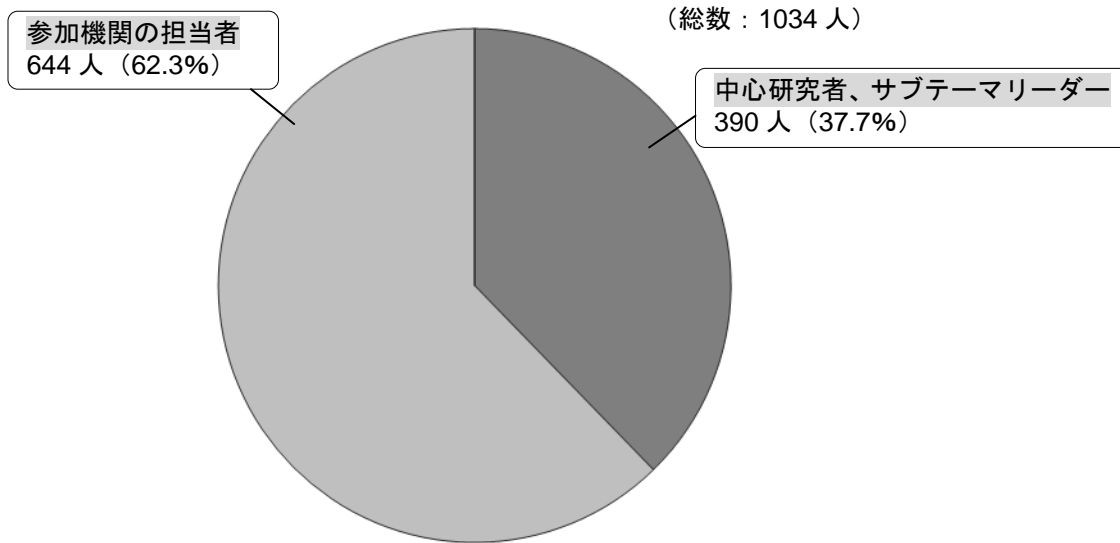
全ての被雇用者について勤務管理者が設定されている。

### 勤務管理者の内訳

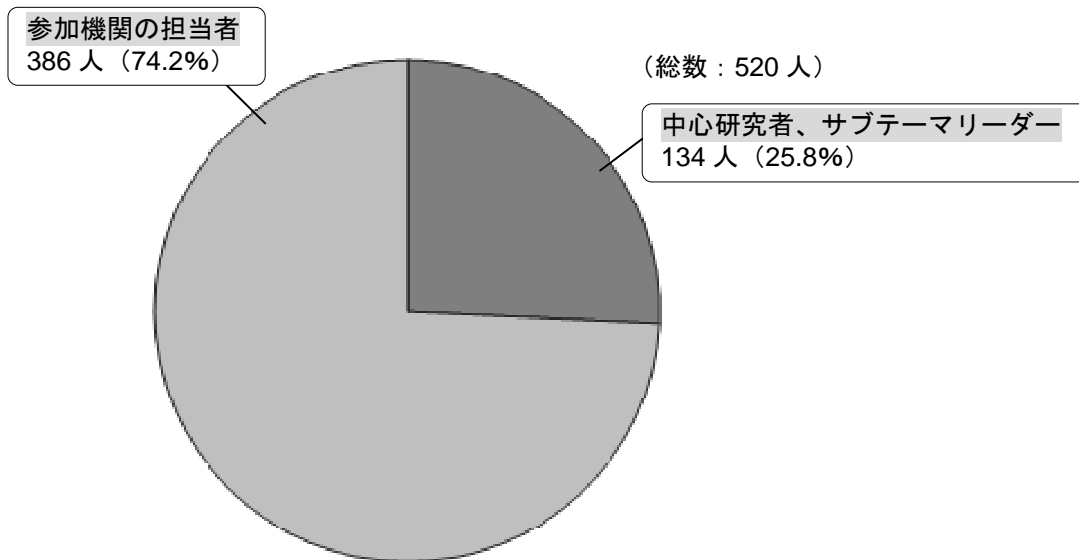


※3 F I R S Tプログラムの研究活動を実施するうえで勤務管理に実質的な責任を持つ者

(うち『研究開発者』の勤務管理者の内訳)

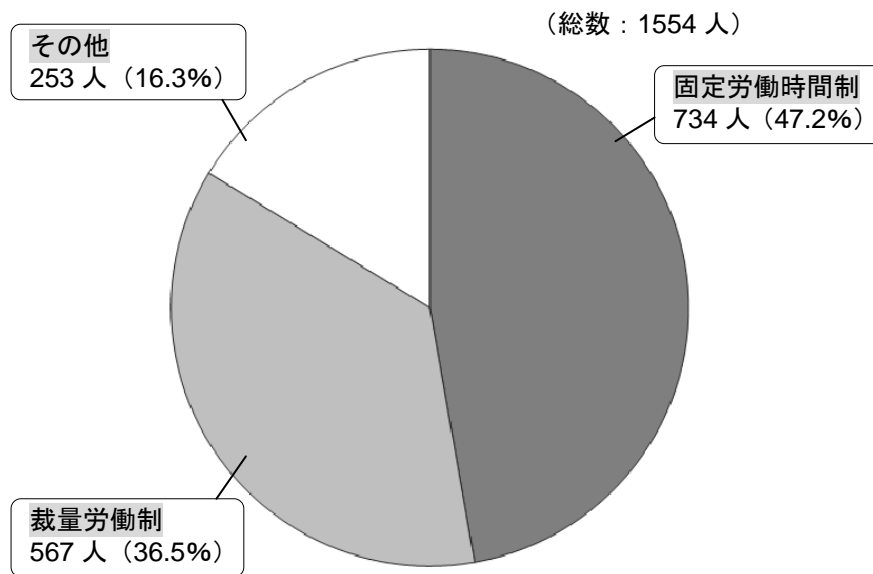


(うち『研究支援者』の勤務管理者の内訳)

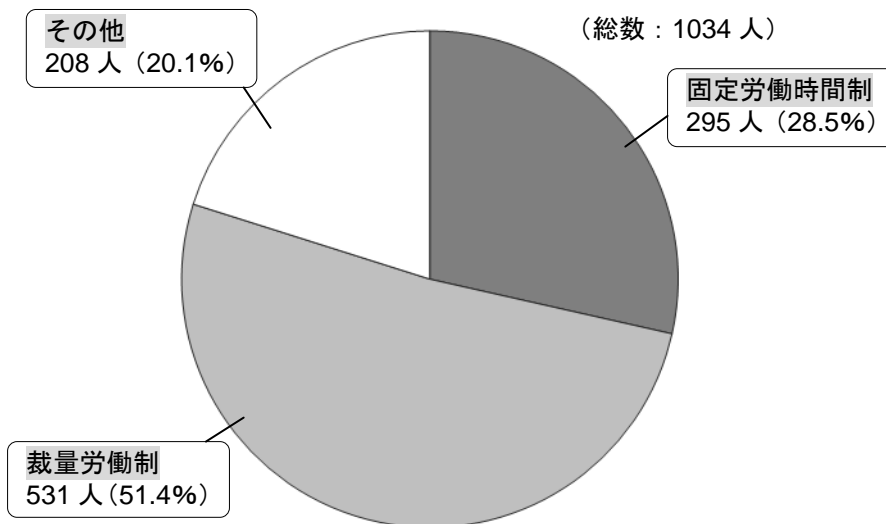


#### 4. 被雇用者の勤務形態について

##### 勤務形態の内訳



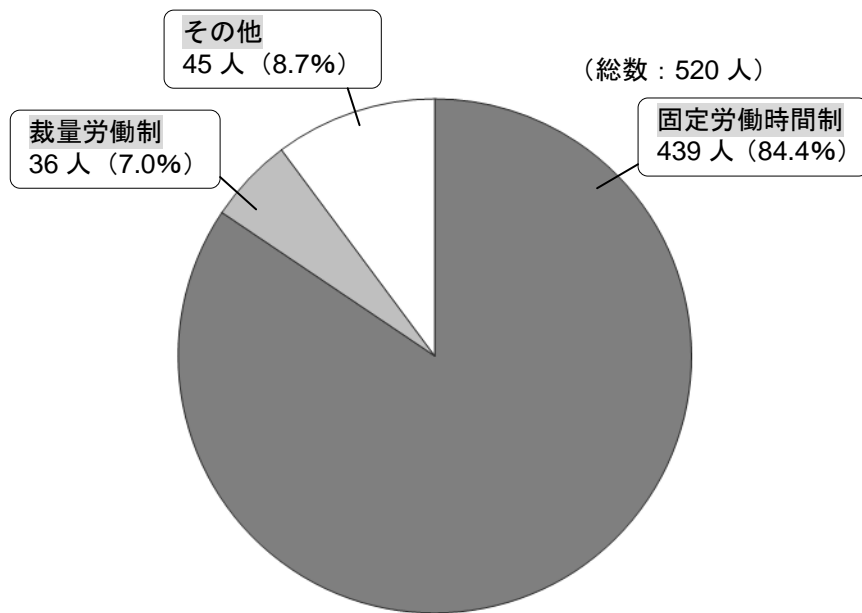
##### (うち『研究開発者』の勤務形態の内訳)



##### 【「その他」の主な事例】

- ・フレックスタイム制

(うち『研究支援者』の勤務形態の内訳)



(注) 四捨五入により、構成比合計は 100%にならない。

【「その他」の主な事例】

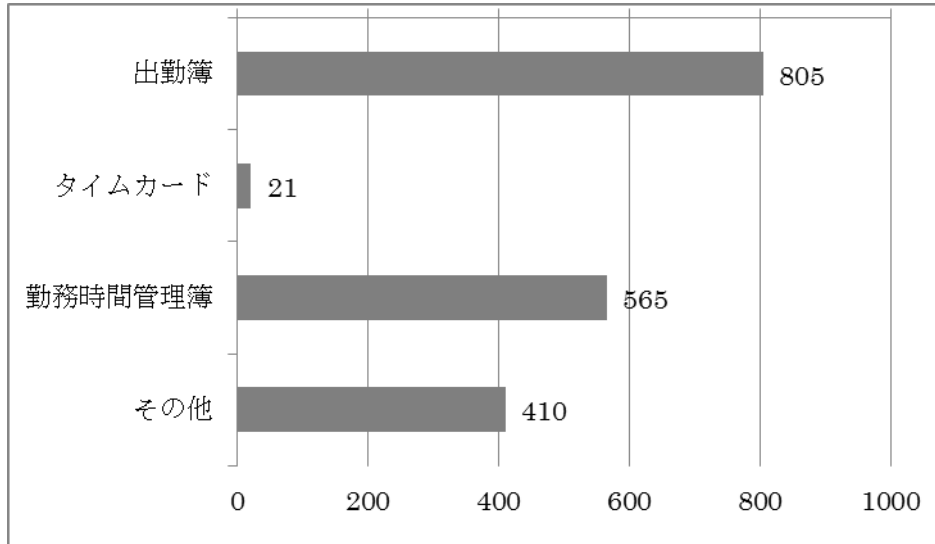
- ・フレックスタイム制
- ・変形労働時間制



## 5. 勤務管理手段について

全ての被雇用者は、いずれかの手段により勤務管理されている。

### ① 被雇用者に対する勤務管理手段の内訳（複数回答有）

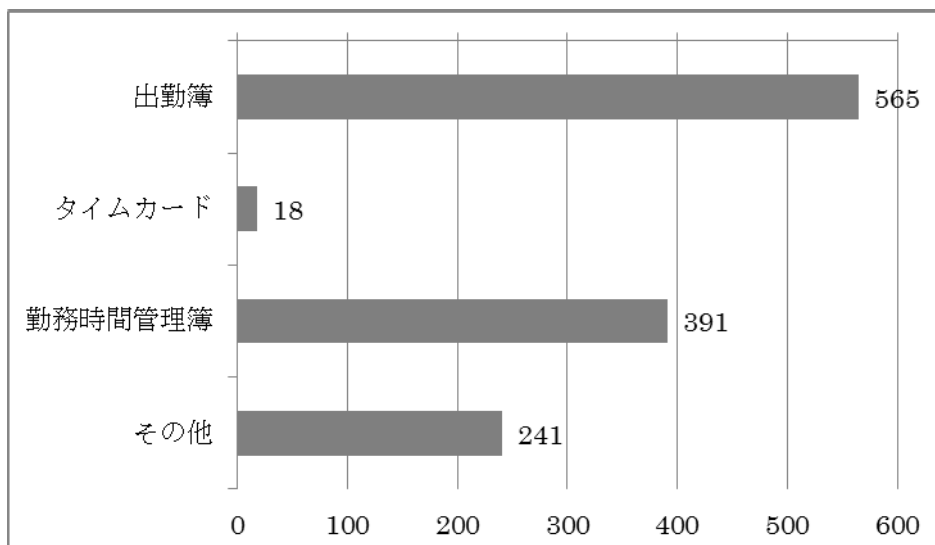


（複数回答可のため、総数（1554人）とは一致しない。）

#### 【「その他」の主な事例】

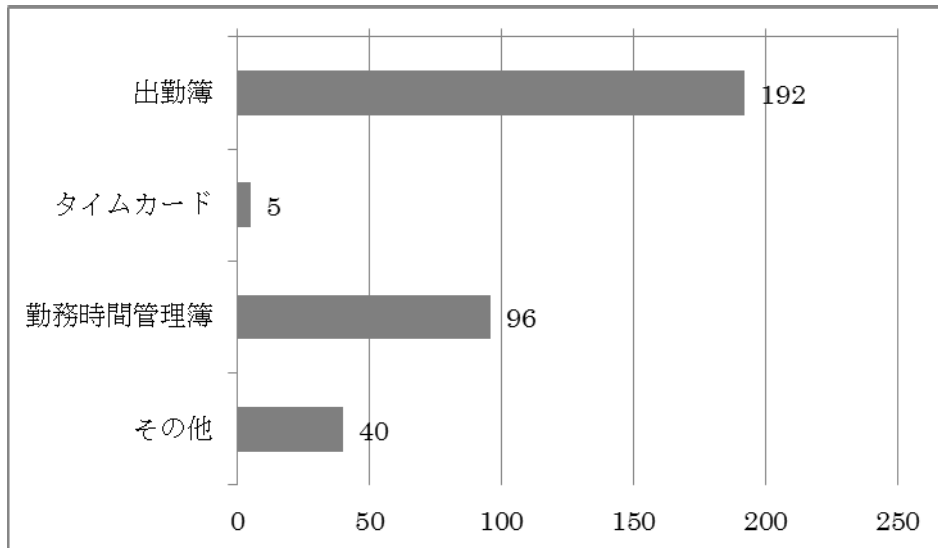
- ・勤務管理システム
- ・在室時間申告書
- ・勤務等報告書
- ・研修・出張等管理簿及び、日付・勤務内容が記載された実験ノート
- ・業務日誌

### ② 被雇用者のうち『研究開発者』に対する勤務管理手段の内訳（複数回答有）



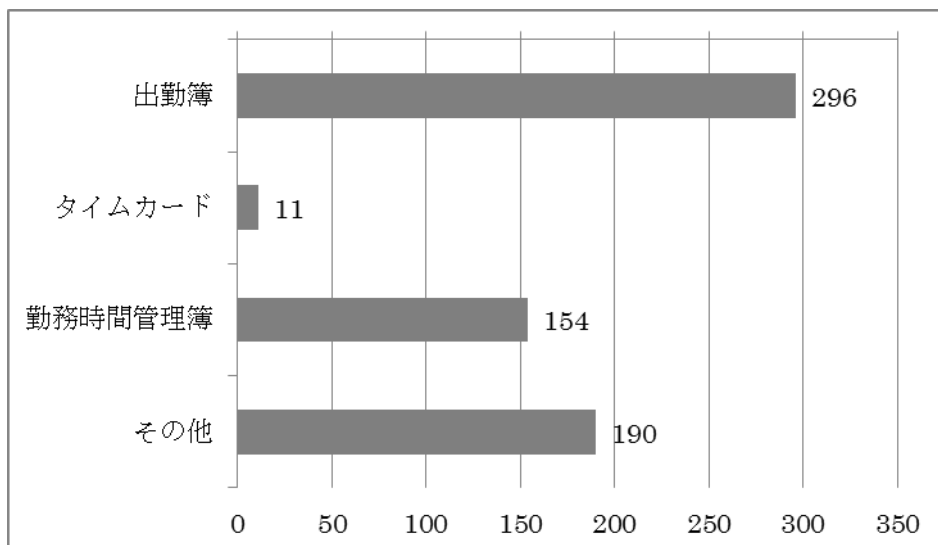
（複数回答可のため、総数（1034人）とは一致しない。）

(うち勤務形態が『固定労働時間制の研究開発者』に対する勤務管理手段の内訳(複数回答有))



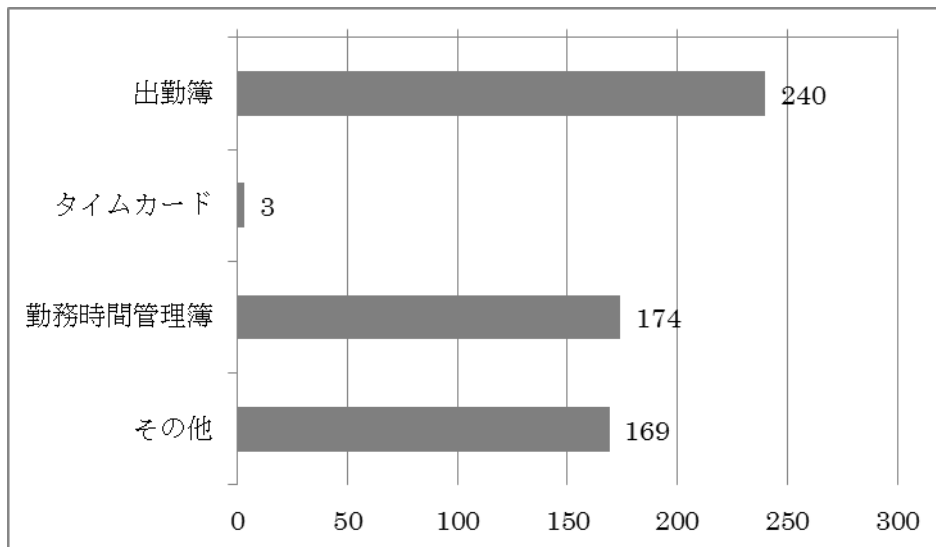
(複数回答可のため、総数(295人)とは一致しない。)

(うち勤務形態が『裁量労働制の研究開発者』に対する勤務管理手段の内訳(複数回答有))



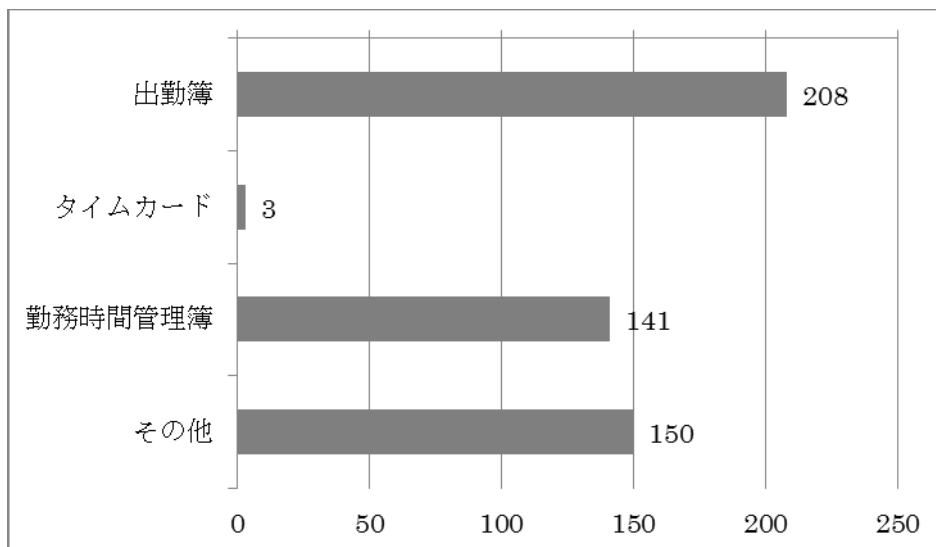
(複数回答可のため、総数(531人)とは一致しない。)

③ 被雇用者のうち『研究支援者』に対する勤務管理手段の内訳（複数回答有）



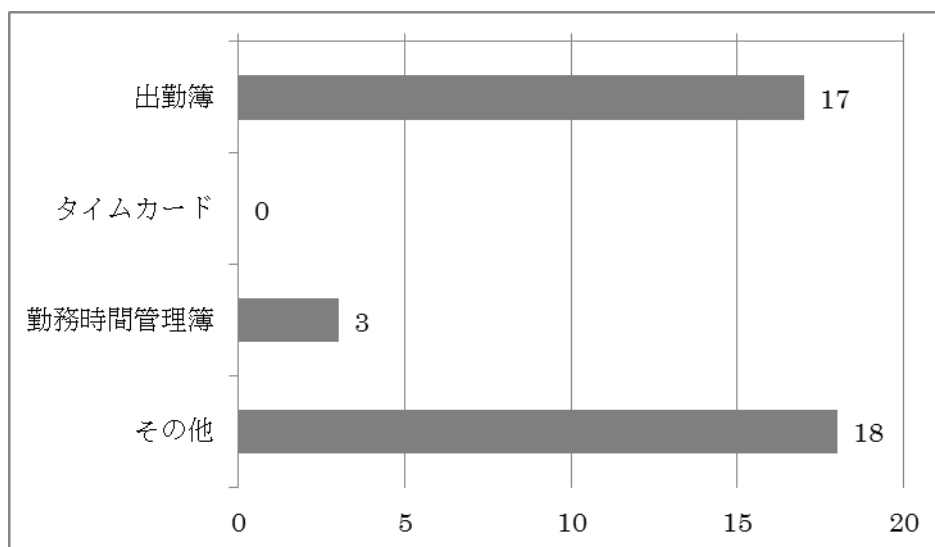
（複数回答可のため、総数（520人）とは一致しない。）

（うち勤務形態が『固定労働時間制の研究支援者』に対する勤務管理手段の内訳（複数回答有））



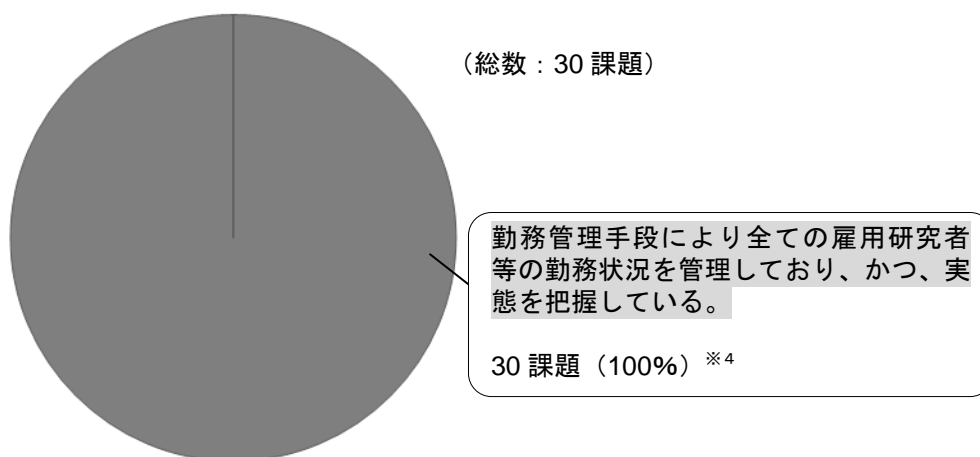
（複数回答可のため、総数（439人）とは一致しない。）

(うち勤務形態が『裁量労働制の研究支援者』に対する勤務管理手段の内訳(複数回答有))



(複数回答可のため、総数(36人)とは一致しない。)

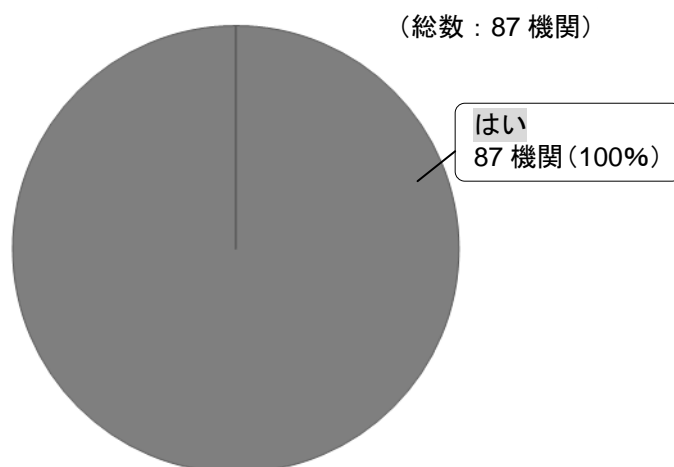
#### 6. 勤務管理に関する補助事業者による自己点検



※4 「適切とは言えない管理状況下であり、早急に改善が必要」とする研究課題は0。

被雇用研究者等の所属機関における研究不正防止への取組状況等

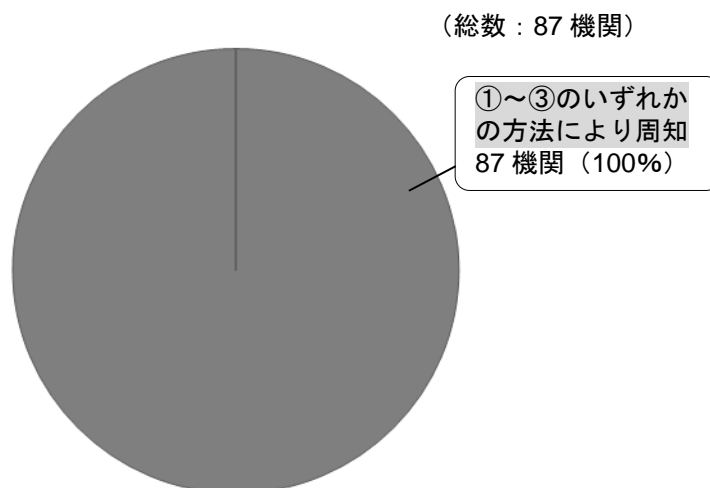
I. 所属機関において研究不正への対応規程等を整備していたか。



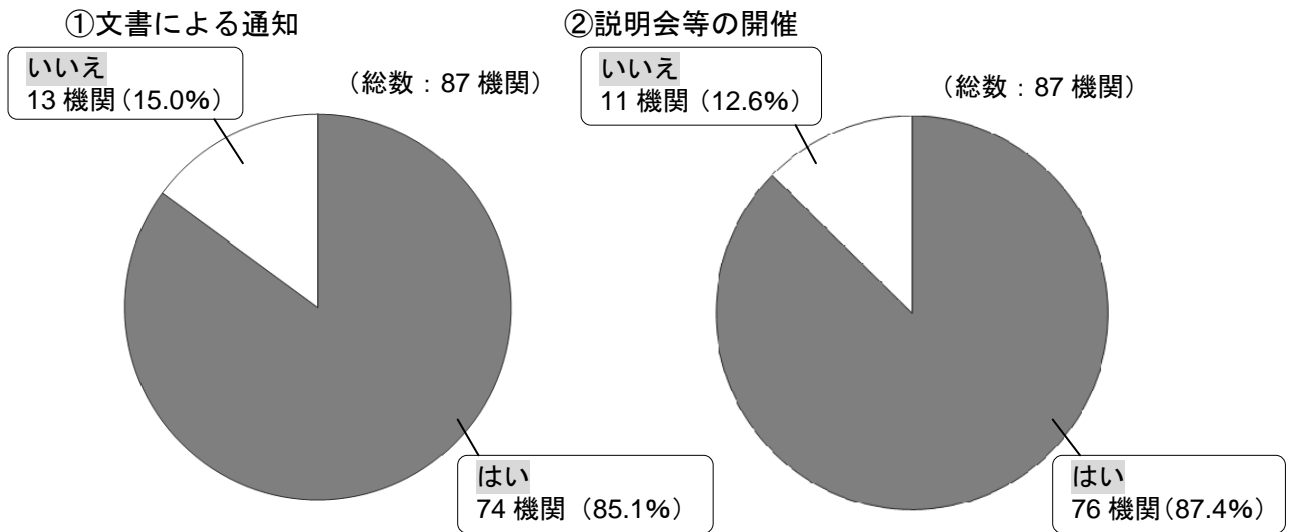
II. 所属機関において整備した研究不正への対応規程等について、研究代表者及び被雇用研究者等に対して周知を機関として行っていたか。

- ① 文書による通知
- ② 説明会等の開催
- ③ 大学院等における研究倫理の授業の実施

①～③のいずれかの方法により周知している機関の内訳

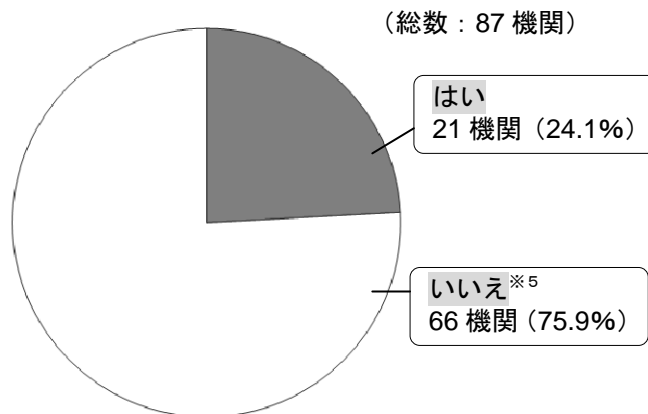


(①～③の周知方法の個別内訳)



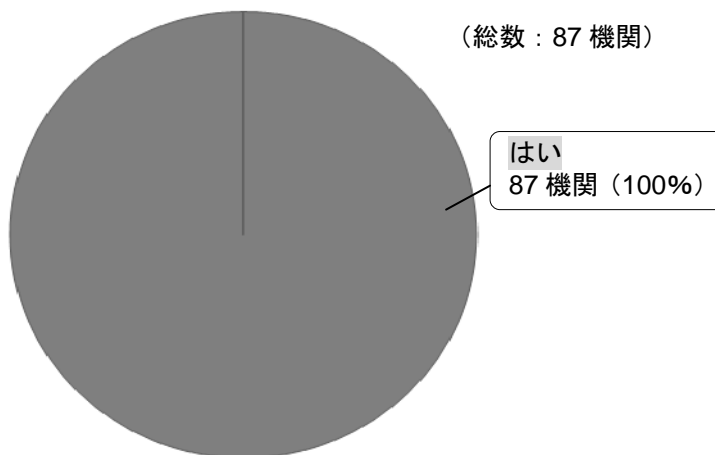
(注) 四捨五入により、構成比合計は 100%にならない。

③大学院等における研究倫理の授業の実施



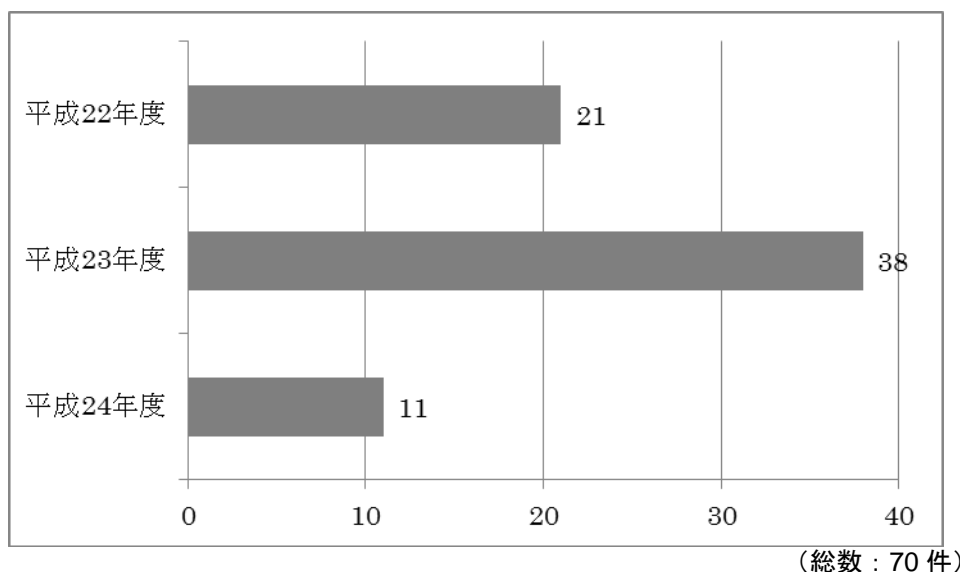
※5 「いいえ」と回答した機関には、大学共同利用機関、独立行政法人、公益法人、公共団体、株式会社 (50 機関) が含まれる。

Ⅲ. 研究不正通報窓口を設置していたか。



#### IV. 研究不正通報窓口の利用件数

平成 22 年度から平成 24 年 11 月 1 日までの総利用件数 70 件



##### 【「回答できない」とした 8 機関の主な理由】

- ・通報により知り得た情報を秘密として取り扱い、通報の適正処理に必要な範囲外への秘密保持の徹底を図っているため。(5 機関)
- ・社内受付窓口と法律事務所直通の社外受付窓口を設置しているが、当該関連情報等は守秘義務により開示していないため。(1 機関)
- ・利用件数は、社長を委員長とする「企業倫理委員会」に報告しているが、社内では公表していないため。(1 機関)
- ・コンプライアンス通報窓口は、研究のみでなく企業活動全般を取り扱っており、その内訳の詳細については公開しておらず、研究不正に関する利用件数についても、回答できないため。(1 機関)

#### V. 研究不正調査結果の公表件数

平成 22 年度から平成 24 年 11 月 1 日までの総公表件数 17 件

